

令和8年自転車指導啓発重点路線

【山手警察署】



【重点路線】

- ① 市道幹線2号 (↔) 通称：本牧通り (麦田交差点から間門交差点) (↔)
- ② 市道山下本牧磯子線 (↔)

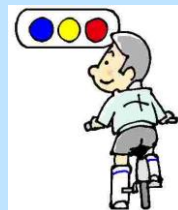


【選定理由】

- ・ 本牧通りは平坦な道路が多く、自転車が歩道通行可能であるため、通勤・通学、買物等で利用する方が多いです。
- ・ 一時不停止自転車等に対する取締り要望があります。
- ・ 通勤・通学時間帯に自転車関連事故が多発しています。

本牧通りで、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や歩行者を妨げる時に一時停止をしない
- イヤホン・携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止、信号無視
- 右側通行（逆走）
- 無灯火運転



1 歩道は、歩行者が優先！

自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

2 運転中ながらスマホの厳罰化！

ながらスマホは片手運転や注意力が散漫になることで、**危険の発見や回避措置が遅れるため**、重大な交通事故につながりますので絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止して、安全確認をしましょう。

4 飲酒運転の禁止！

お酒を飲んだら絶対に自転車を運転してはいけません！

また、飲酒運転になると知りながら、**自転車利用者にお酒や自転車を提供すると、提供者も処罰されることがあります。**

